

海外経済要録

国際機関

◇ IMF 20か国委員会、国際通貨制度改革に関するコミュニケを発表

IMF 20か国委員会は1973年3月26、27日の両日、ワシントンで会合、27日付けで次のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨制度改革および関連事項に関する IMF 総務会委員会(20か国委員会)は1973年3月26、27日の両日ワシントンにおいて、ワルダナ・インドネシア蔵相を議長として第2回会議を開催した。本会議は、米州機構の好意により、パン・アメリカン・ユニオン・ビルディングにおいて開催された。本会議には、シュバイツァー IMF 専務理事のほか、ハーフエルカンプ E C 委員会副委員長、ラール B I S 総支配人、ロング G A T T 事務局長、グレロ UNCTAD 事務局長、リケット I B R D 副総裁、バンレネップ O E C D 事務総長も参加した。

2. 委員会は、調整過程と為替相場制度(exchange rate mechanism)、準備資産と交換性および資本移動に関する代理会議のこれまでの討議内容について、モース同会議議長から報告を受けた。

3. 委員たちは、強化された IMF の枠内における協力と協議をもとに世界通貨秩序を確立することの必要性を再確認した。これは世界の貿易・雇用の拡大のみならず経済開発をも促進するとともに、世界中の通貨当局のインフレ抑制のための国内面での努力を支援することとなろう。

4. 委員たちは、為替市場における最近の動向およびこれに対処して採られた各国の政策措置に照らして、国際通貨改革の内容について意見を交換し、代理会議に対し、今後作業を継続するにあたってこれらの動きとその意味合いを考慮するよう指示した。委員たちは、改革に関しては種々の要素が相互にからみ合っていることを認識した。

制度改革についての委員たちの討議は次の諸点に集中した。

(1) 國際収支調整過程の機能は改善されるべきであり、その場合黒字国、赤字国双方による時宜を得た効果的な国際収支調整を保証する方法は、客観諸指標の使用を含め IMF における国際協議の活用によりいっそう適切なものとなろう。委員たちは、代理会議が客観諸

指標に関する専門グループを設けることにつき留意した。国際収支調整のため有効な国内政策を探ることの重要性が強調された。委員たちは、為替相場が国際的な関心事および協議事項とされるべきこと、また改革後の制度においても、為替相場制度(exchange rate regime)は安定的な、しかし調整可能な平価(stable but adjustable par values)を引き続き基礎とすべきことを認識した。また特定の状況においては(in particular situations)、フローティング・レートが有用な方法でありうることも認識された。さらに、為替市場の安定が必要であることおよび為替相場政策に関する IMF の監視が重要であることについても、一般的な合意が得られた。

(2) 国際流動性総量(global liquidity)の国際的管理を改善すべきである。準備通貨の役割は縮小されるべきであり、また SDR は改革後の制度における主要な準備資産となるべきである。代理会議は、過剰な準備通貨残高の凍結(consolidation)および決済の方法に関する諸問題を含め、一般的な交換性回復のための諸条件につきさらに検討するよう要請された。

(3) かく乱的資本移動の問題に対処するための効果的な手段を集中的に検討すべきである。その方法としては、統制(controls)をはじめかく乱的資本移動に影響を与える各種の措置や、これら資本移動を相殺する(finance and offset)取決めがある。委員たちは代理会議がユーロ・カレンシー市場に関連するものを含め、かく乱的資本移動に関する専門グループを設けることにつき留意した。

(4) 国際収支目的のために貿易制限に訴えるようなことがあってはならない。しかし、発展途上国は、他の諸国が設ける貿易・資本規制から可能な限り免除され、また発展途上国自身が適用の必要ありと考える規制措置の是否を評価するに際しては、当該諸国の特殊事情が配慮されよう。

5. 委員たちは、現在の情勢下における発展途上国の関心事(concerns)および改革後の制度におけるその利害関係(interests)に対して認識をもった。委員たちは、国際通貨制度の改革にあたっては、経済開発を促進し先進国から発展途上国への実物資源の流れを増すことが望ましいことを確認した。

6. 委員会は、代理会議の今後の作業計画を承認した。委員たちは、現在の情勢と重要な関連をもつ改革の諸側面に対し代理会議の関心を向けさせるにあたって、IMF 理事会の作業と代理会議の作業とを相互調整するための手続きができ上がっていることを認めた。委員たち

は、代理会議がその会議の日程をふやし、会議と会議の間における作業を強化する計画であることに留意し、代理会議に対し、委員会が決定すべき主要問題を盛り込んだ改革案の作成を緊急に進めるよう指示した。

7. 委員会は、議長が代理会議の作業の進展を考慮したうえで提案する時期に再び会合することとなろう。

◆拡大10か国蔵相・総裁会議、通貨問題に関するコミュニケを発表

10か国グループならびにEC加盟国の蔵相および総裁は1973年3月16日パリで会議を開催、同日付けて次のコミュニケを発表した。

1. IMF一般借り入れ取決めに参加している10か国ならびにEC加盟の大蔵大臣および中央銀行総裁は1973年3月16日、パリにおいてジスカールデスタン・フランス蔵相を議長として会合した。本会議にはシェバイツァーIMF専務理事のほか、チェリオ・スイス蔵相、ストッパー・スイス国民銀行総裁、ハーフエルカンプEC委員会副委員長、バンレネットO E C D事務総長、ラールB I S総支配人、モースIMF20か国委員会代理会議議長も参加した。

2. 蔵相および総裁は、オッソラ(10か国)代理会議議長から、同会議に与えられた指示に従って実施した技術的検討の結果に関する報告を聴取した。

3. 蔵相および総裁は、月曜日(12日)に発表されたEC加盟国の諸決定に留意した。ECの6か国およびスウェーデンを含むその他いくつかの欧州諸国は、それら各国通貨相互間の為替変動幅を2.25%に維持する。イタリア、英国、アイルランド、日本およびカナダ等いくつかの諸国の通貨は当分の間(for the time being)フロートを続ける。ただしついタリア、英国およびアイルランドは可及的すみやかにECの為替変動幅を2.25%に維持する取決めに参加することとし、それまでの間は引き続きEC各国と協議を行なうとの意向を表明した。

4. 蔵相および総裁は、共同して秩序ある為替相場制度(orderly exchange rate system)を確立する決意を重ねて表明した。この目的のため、近い将来における為替市場運営の原則および緊急に結論を出すべき問題の検討促進について合意した。

5. 蔵相および総裁は、為替市場における当局の介入が、適切な時期においては秩序ある状態を維持するうえで有益であろうという点につき原則として合意するとともに、投機資金の還流を促進することが望ましいという点にも留意した。各國は必要かつ望ましい場合には、それぞれのイニシアチブで自国市場に介入する用意があるこ

と、その際市場の状況に応じて弾力的に、かつ売買される他国通貨の当局との密接な協議のもとに行動することを表明した。通貨間の為替変動幅を2.25%に維持することを決定した各國は、関係条項の適用につき諸国間で協議する意向にあることを明らかにした。この介入は、必要な場合には、相互信用取決めを利用して行なわれよう。この市場操作を行なうのに必要かつ十分な資金を確保するために、現行「スワップ」取決めの一部拡大も予想されよう。

6. ある諸国は、資本流入抑制のための追加的措置を発表した。米国当局は、74年末までの長期資本流出規制措置の段階的撤廃が、同国国際収支の大幅改善に時期的に一致するように意図されたものであると強調した。これらの規制を全廃するまでの過渡的期間中に実施されるいかなる措置も、為替市場の状態および国際収支の動向を十分考慮したうえでとられるものとする。米国当局はまた、同国への資本流入の障害となっている規制を取り除くため適切な措置を検討する。一方、国際収支の大幅黒字国は資本流出、とくに長期資本流出に対する制限を撤廃ないし緩和できないかどうかを検討する。

7. 蔵相および総裁は、投機的資本移動防止の重要性に留意し、最近起こった巨額の資本移動の淵源および性格についていっそう理解を深めるとの意向を表明した。蔵相および総裁は、ユーロ・カレンシー市場について、その浮動性(volatility)を弱める方法を徹底的に研究するとともに、国際通貨体制の長期的運営に及ぼす意味合いを考慮することに合意した。この研究にあたっては、とくにIMF加盟国による公的準備のユーロ・カレンシー市場への投資の制限および国内金融市場にみられるような支払準備制度創設の必要性を検討するものとする。前者に関して蔵相および総裁は、各國当局が率先して自国の投資を漸次かつ慎重に回収する措置を実行する用意のあることを確認した。米国は、金融市場の情勢が許す場合にユーロ・カレンシー資金の対米還流を促進させるためにとりうる措置を検討するものとする。

8. 通貨改革の討議に関連して、蔵相および総裁は、公的準備通貨残高の借換えないし凍結(funding or consolidation)の提案が徹底的かつ緊急に配慮するに値するものであることに合意した。この問題については、すでにIMF20か国委員会の討議事項にあげられている。

9. 蔵相および総裁は、戦後の国際経済関係を支配してきた基本的原則——すなわち国際貿易および投資に対する最大限の自由ならびに為替相場の競争的変更の回避——の遵守を再確認した。蔵相および総裁は、関係国すべての利益のためこれらの原則を維持すべく現存の国

際経済協力諸機構を引き続き活用する決意を表明した。10. 蔽相および総裁は、満場一致で国際通貨制度の安定が最終的には各国のインフレ抑制努力の成否にかかっているとの確信を表明し、この目的のため十分適切な政策を遂行することを決意した。

11. 蔽相および総裁は、これらの諸措置が一体となれば、国際通貨体制の改革が急がれている中にあって、最近生じた投機圧力に対処するとともに、秩序ある国際通貨取決めを維持するため、国際的に責任を果たしうる計画を推進させることになると確信している。蔽相および総裁は、IMF 20ヵ国委員会の枠内でこの作業が促進され、早急に結論が引き出されることに关心を持っていることを重ねて表明した。

米州諸国

◇米国、生計費審議会、食肉価格の規制等を実施

1. 生計費審議会(議長、シュルツ財務長官)は3月29日、近時物価上昇の最大の要因となっている食肉価格の規制等につき、概要次のとおり措置を実施する旨発表した。

(1) 食肉価格上限規制

イ. 対象

牛肉、豚肉、羊肉の卸・小売段階における販売価格(と殺前の生産者価格は対象外)。

ロ. 規制内容

各業者が3月28日までの30日間における各品目の最高価格(ただし、その価格が当該商品の売上げの10%以上に適用されたことを条件とする)を個別に上限価格として定める。

ハ. 運用

各業者は店頭に上限価格のリストを掲示、一方歳入庁(Internal Revenue Service)は現場検査を実施するほか消費者の苦情に応じて適宜調査を行なう。

ニ. 期間

即日実施、期間はとくに定めず。

(2) 賃金規制強化

食品関連業種の質上げは、すべて生計費審議会の事前承認制とする。

また、同時にシュルツ財務長官は、上記規制に加え、食肉等物価上昇の著しい品目の関税および輸入割当ての引下げないし撤廃権限を大統領に授権するよう議会に要請する旨明らかにした。

2. なお、同審議会はこのほか3月6日には、大手石油会社23社を対象として、「第3段階」下の最初の1年間

における原油、ガソリン、暖房用燃料、その他石油製品(refinery products)の平均価格上昇率を、原則として1%以内に抑える(コスト上昇を理由に引上げが正当化できる場合には同1.5%まで)旨の規制を実施した。

歐州諸国

◇ EC閣僚理事会、通貨危機に対する当面の対処策等に関するコミュニケを発表

EC閣僚理事会は3月4日、ブリュッセルで開催され、3月1日西ドイツ市場をはじめとする欧州各地市場での大量のドル売り再燃に対処して、EC全体としての対策を検討、以下のようなコミュニケを探討した。

「閣僚理事会は、1973年3月4日会合し、欧州各地為替市場閉鎖を招來した事態について突っ込んだ検討を行なった。

閣僚理事会は、今次通貨危機の発生が主要国通貨間の現行為替相場関係によっては正当化されず、投機的な不信感に起因している旨確認した。

閣僚理事会は、ECの機能が浮動的な資本移動によってかく乱される事態を回避し、経済通貨同盟の建設を進めるための諸方策について検討を行なった。閣僚理事会は、委員会の提案ならびにこの提案との関連で会議の過程で出された種々の示唆が、共通の態度決定にあたって適切な基礎となる旨認めた。閣僚理事会は通貨評議会に対しこれら全体につき詳細な検討を可及的すみやかに進めるよう付託した。

これと並行し、危機の国際的な性格にかんがみて、閣僚理事会は共同体および共同体以外の関係主要国が参加する国際的協議を来週中に行なうよう取り計らうべきであることを認めた。閣僚理事会議長はそのため必要なコンタクトをとることとする。

閣僚理事会は3月8日に会合し、委員会提案を基礎に、この国際的協議に臨む共同体の態度を決定する。閣僚理事会は1973年3月11日に再度会合することとする。

この間公式市場での為替取引は停止したままとする」。

◇ EC閣僚理事会、共同フロート実施等通貨危機対処策についてのコミュニケを発表

EC閣僚理事会は、3月9日の拡大G-10蔽相会議の模様などを考慮してあらためてEC独自の通貨危機対処策を検討、3月11日から12日未明にかけて討議のすえ、以下のコミュニケを発表した。

「閣僚理事会は1973年3月11日会合し、国際的通貨危機に対処してとるべき措置を、とくに3月9日パリで開

催された拡大G—10蔵相会議の成果に照らして検討した。

閣僚理事会は以下の諸決定を正式に承認した。

- (1) ドイツ・マルク、デンマーク・クローネ、オランダ・ギルダー、ベルギー・フラン、ルクセンブルク・フラン、フランス・フラン間の直物相場の瞬間的最大乖離幅は2.25%に維持する。なお二重為替市場制度を採用している諸国については、上記取決めは公定市場(*le marché réglementé*)のみに適用される。
- (2) 各国中央銀行は、対米ドル変動限度で介入する義務をもはや持たない。
- (3) かく乱的資本移動から上記制度を守るため、1972年3月21日付け指令(注1)の適用を強化し、補完的規制手段を必要に応じて実施する。

英国、アイルランド、イタリアの各代表は、自国政府が共同体通貨間の変動限度維持のための決定に、できるかぎりすみやかに参加を申し出る旨声明した。

このため、委員会は、すでに決定をみた期間中に、すなわち1973年6月30日以前に、短期信用供与機関の改善ならびに对外準備の漸進的共同管理の諸条件に関する報告書を閣僚理事会に提出すると同時に、適切な示唆も行なう。

閣僚理事会は、その間通貨問題に関する密接かつ不斷の協議が加盟国担当機関の間で行なわれる点に合意する。

ドイツ連邦共和国代表は、為替相場関係の秩序ある進展に資すため、為替市場の再開に先だってドイツ・マルクのセントラル・レートにつき限定期的に調整を実施するとの自国政府の意図を示した。

上記問題に関する技術的な細目は、3月16日にパリで開催予定の次回拡大G—10蔵相会議の成果を勘案し、為替市場再開予定日である3月19日には適用できるよう、数日中に決定される。』

(注) 1972年3月21日付け指令とは、「かく乱的な国際資本移動の規制およびその国内流動性に与える悪影響の中和」に関する指令をさす。本指令は71年6月23日付けの委員会提案に基づくもので、72年3月21日付け経済通貨同盟実施に関する決議により正式に採択された(47年4月号「要録」参照)。

◇英國政府、1973年度予算案を発表

英國政府は3月6日、1973年度(1973年4月～1974年3月)予算の政府原案を発表した。概要およびおもな特徴点以下のとおり。

(1) 規模・収支じり

歳出の伸びは前年度(当初予算)比+12.2%と前年(同+15.1%)をかなり下回る。一方、公共部門の借入

れ所要額は44億ポンド(前年度34億ポンド)に達している(注1)。

(注1) このため、政府自身はこの予算案を「ほぼ中立的」としているが、実際はやや景気刺激的ではないかとする向きが多い。

(2) 税制改正(注2)

イ. 間接税の改正

購買税、選択的雇用税を全廃、付加価値税(税率10%)を導入。

ロ. 個人所得税の簡素化

所得税と付加税(surtax)を一本化。

ハ. 法人税の一本化

課税対象利益総額に対し、その処分方法いかんを問わず一律40%課税。これに伴い、配当支払に対する源泉課税を廢止。

ニ. 遊休土地保有税(land hoarding tax)の新設

地価の上昇抑制のため、住宅用土地開発の許可を受けながら空地のまま放置している土地所有者に課税。

(注2) イ. ロ. ハ. はすでに前年度予算で予告されていた措置を実際に移したもの(47年4月号「要録」参照)。

(3) 市中流動性吸収のための措置

イ. 高利回り国債の新規発行(注3)

convertible bond 10億ポンド(表面レート9%、発行価格99.5ポンド、満期1980年で、満期日において期間20年の9%債に1:1.1で乗換可能、2000年まで保有した場合、応募者利回り9.7%)および1979年債4億ポンド(表面レート3%、発行価格75ポンド、応募者利回り8.01%、表面レートが低いため税制上有利)の発行。

ロ. 納税準備勘定(tax deposit account)制度の創設

税務署にtax deposit accountを創設し、企業の納税資金を預入させる。本勘定にはT Bレート並みの金利が付されるほか、実際に納税に使用された場合には年率2.5%の「ボーナス」が支払われる。

ハ. 国民貯蓄(National Savings)(注4)の条件改定

無税の国民貯蓄証書(National Savings Certificate)の保有限度引上げ(1人1,000→1,500ポンド)および英國貯蓄債券(British Savings Bond)の利回り引上げ(7.0→8.5%)。

ニ. C D譲渡益に対する課税

C D譲渡に伴う売買益に対し、法人税または所得税を課する。

(注3) 「巨額の政府借り入れ所要額をできるだけマネー・サプライを増加させない方法でファイナンスするため、民間非銀行部門の國債保有を促進するもの」(予算演説におけるバーバー蔵相発言)。

(注4) 政府(Department of National Savings)により運営される貯蓄で、その形態にはNational Savings Bank等に対する

る預金と、National Savings Certificate(1ポンド単位、常時換金可能、無税)、British Savings Bond(5ポンド単位、期間5年、換金前1ヶ月に要通知、満期まで保有すると3%の無税「ボーナス」が加算される)等の発行によるものとがある。

英国の1973年度予算

(単位・百万ポンド)

	1972年度		1973年度	増減率	
	当初予算(A)	実績見込(B)	予算(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
歳入	16,839	17,141	17,451	+ 3.6	+ 1.8
うち租税	16,219	16,449	16,754	+ 3.3	+ 1.9
歳出	16,624	17,783	18,648	+ 12.2	+ 4.9
収支じり	215△	642	△ 1,197	—	—

英国の公共部門対民間資金需要(△供給)見通し

(単位・百万ポンド)

	1972年度		1973年度	予算
	当初予算	実績見込	予算	
中央政府(注1)	△ 188	△ 247	340	
地方公共団体	1,254	1,434	1,524	
公営企業	1,378	868	989	
合計	2,438	2,055	2,853	
(政府借り入れ所要額(注2))	(3,358)	(2,855)	(4,423)	

(注1) 統合基金、国家貸付基金、国民保険基金、北アイルランド政府等の合計。

(注2) 合計との差額は資産増減等。

◇英国政府、所得政策実施細目案を発表

1. 英国政府は3月26日、「インフレーション抑制計画——第2段階の運営」と題する白書を発表、所得政策(第2段階)の実施細目に関する政府最終案を明らかにし、4月1日に政府命令として公布した。これは、2月27日政府発表の所得政策実施細目に関するGreen Paperにつき各界と協議した結果、若干の補足、修正を加えたものである。

2. 所得政策実施細目のうち、注目される点は以下のとおり(「第2段階」の概要については2月号「要録」参照)。

(1) 物価

イ. やむをえざるコスト上昇として販売価格に転嫁できるコストの範囲を、労働コスト、原材料コスト、賃貸料、支払利息、運送費等サービス・コストの昨年10月1日以降の上昇分に限定。とくに、労働コストの上昇については価格への転嫁を原則として50%以内に限定。

ロ. 國際価格協定の存在する商品、輸入品、生鮮食料品は規制対象外とするが、加工食品・飲料について

は規制の対象とする。

ハ. 価格規制により当該企業の拡大のための投資が阻害されると物価委員会が認めた場合は、例外的な価格引上げを認める。

ニ. 新規設立企業および赤字、低収益会社について売上高利潤率規制適用を緩和。

(2) 銀行、割賦販売金融会社等

イ. 金利以外の諸手数料については、一般の物価・手数料規制を準用(このため、コスト計算については預金・貸出部門とその他部門の分離計算が必要となる)。

ロ. 金利については「インフレーション抑制法」の規制対象外とするが、紳士協定によりnet profit margin(受取り利息から支払利息および経費を控除し、平均資産額で除する)が最近5会計年度中最高2年度の平均を超過しないこととし、この基準を上回る場合、大蔵省は特別預金に対する利息(TBレート並み)の減額ないし撤廃等を行なう。

ハ. 非居住者とのポンド建取引および外貨建取引は上記規制の対象外とする。

(3) 配当

イ. 大蔵省の判断により前年比5%増をこえる配当を認める余地を残した。

ロ. 子会社等の配当で、会社間取引のみのものは規制対象外とした。

◇英国政府、公共機関の中長期对外借入れに対し、先物為替カバー供与措置を一部復活

1. 英国政府は3月6日、公共機関の中長期对外借入れに対し先物為替カバーを供与する措置の一部復活を発表した。内容以下のとおり。

(1) 一部公共機関(certain public sector bodies)が期間5年以上のドル建对外借入れを行なう場合に、その結果取得したドル資金につき英蘭銀行(為替平衡勘定)が直先ペーによるスワップに応ずる。

(2) ただし、ドル建借入れと国内ポンド建借入れとの金利差に応じ手数料を徴求する(この場合手数料は、ドル建借入れがいくぶん有利となる水準に決定される)。

(3) 上記借入れのタイミングについては、英蘭銀行が調整を行なう。

2. 本措置は、1969年初から1972年3月まで行なわれた国有企業および地方公共団体の中長期对外借入れに対する為替リスク・カバー供与措置(44年3月号「要録」参照)をドル建に限り復活したものである。バーバー蔵相は本措置につき、「低開発国援助、輸出信用供与等に必要な

資本輸出ができるかぎり資本輸入により相殺する」ためのものと説明している。

◇西ドイツ、マルクを3%切上げ

西ドイツ政府は、3月12日のEC閣僚理事会コミュニケにおいて、マルクの基準相場を小幅調整する意向を表明していたが、14日の閣議において、マルクをSDRに対し3%切り上げ、3月19日から実施することを決定した。

新基準相場は次のとおり(SDRで表示されたのはこれがはじめて)。

$$1 \text{ マルク} = 0.294389 \text{ SDR}$$

$$(\text{従来 } 1 \text{ マルク} = 0.285815 \text{ SDR})$$

$$= \text{純金 } 0.261615 \text{ グラム}$$

この結果、共同フロートに参加したEC諸国通貨に対するマルクの基準相場は次のとおり変更される。

$$100 \text{ フランス・フラン}$$

$$= 61.1585 \text{ マルク}$$

$$(\text{従来 } 62.9924 \text{ マルク})$$

$$100 \text{ オランダ・ギルダー} = 96.4245 \text{ マルク}$$

$$(\text{従来 } 99.3158 \text{ マルク})$$

$$100 \text{ ベルギー・フラン} = 6.9812 \text{ マルク}$$

$$(\text{従来 } 7.1905 \text{ マルク})$$

$$100 \text{ デンマーク・クローネ} = 44.8233 \text{ マルク}$$

$$(\text{従来 } 46.1676 \text{ マルク})$$

◇西ドイツ、居住者債務に対する最低準備率を引上げ

1. ブンデス銀行は3月1日の定例中央銀行理事会において、居住者債務に対する最低準備率を、当座性債務および定期性債務について従来の率を15%方、貯蓄預金については同7.5%方それぞれ引き上げ、即日実施した(新準備率は別表参照)。

2. 本件に関するブンデス銀行の説明次のとおり。

「ブンデス銀行は本措置により約50億マルクの流動性を吸収することとなり、銀行の対外債務の増加額に対する実質100%の準備率とあいまって、3月1日の短資流入に基づくドイツの金融機関に対する資金の流入はほぼ相殺されることとなる。ブンデス銀行としては、本措置によって、外国からの資金流入にもかかわらず、

西ドイツの最低準備率

(単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
残高準備率	対象債務10億マルク以上	19.55 (17.0) [40]	15.05 (13.05) [40]	13.55 (11.75) [35]	
	同1億マルク以上、10億マルク未満	18.05 (15.70) [40]	13.55 (11.75) [40]	12.00 (10.45) [35]	9.25 (8.60) [30]
	同1千万マルク以上、1億マルク未満	16.55 (14.35) [40]	12.00 (10.45) [40]	10.50 (9.15) [35]	7.75 (7.20) [30]
	同1千万マルク未満	15.05 (13.05) [40]	10.50 (9.15) [40]	9.00 (7.85) [35]	
増準備額	(対非居住者債務に対するのみ)			[60]	

- (注) 1. ()内は対居住者債務既レート(72.8.1以降)。
 []内は対非居住者債務適用率。
 2. 「金融機関の規模」とは、対象となる債務残高の規模。
 3. 「当座性債務」「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。
 I…ブンデス銀行の支店、出張所所在地の金融機関。
 II…その他の地域の金融機関。
 4. 対非居住者債務に対しては、71年10月23日、31日、11月7日、15日の平残をこえる部分に対し、72年7月1日以降60%の増加額準備率が課される。
 5. 所要準備額の算定は、毎日平残から4基準日平残かいずれか有利な方式が可能とされていたが、72年3月1日以降対非居住者債務のうち当座性債務に限り、毎日平残に限定され、厳格化された。

ドイツの銀行が貸出伸長をさらに強めることを阻止しうるものと考えている」。

◇西ドイツ、第1回安定国債を発行

1. 西ドイツ政府は、2月17日のインフレ対策に関する閣議決定(3月号「要録」参照)に基づき、3月7日開催の国債シンジケート団小委員会において第1回の安定国債の発行額、条件等を以下のとく決定し、3月中旬に売り出した。

(1) 発行条件等

発行額 15億マルク

表面利率 8.5%

発行価格 99.75%

応募者利回り 8.55%

期間 8年

売出期間 73年3月12~16日

(2) 国債シンジケート団は、個人および公益、慈善、教会各法人からの申込みを全額受け付け、ことに少額の申込みは優先して受け付ける義務を負うものとする。なお、期限前償還は行なわれない。

2. 国債シム会議終了後の記者会見で、エミンガー・ブンデス銀行副総裁およびペール大蔵次官は次のとおり語ったと伝えられる。

- (1) 本国債は流動性と購買力の吸収を通じ、物価上昇の抑制に資するものであり、ブンデス銀行としては本国債の発行は金融政策に大きく寄与するものと考えている。通貨危機が解決されておらず、しかもその解決の方向すらはっきりしていない状況の下では、政府、ブンデス銀行は物価上昇に対処するため、あらゆることを行なわねばならないと考えられるが、本国債の発行もそうした一環として行なわれるものである。
- (2) 今回の発行額は15億マルクとドイツ資本市場における1回の発行額としては、史上最高となった。なお、本国債の募集を妨げない趣旨から、他の大口起債は当分の間、認められないこととなろう。
- (3) 本国債の応募者利回りは8.55%とされたが、期間が8年と比較的短いことからみて市場の状況に合致し、個人にとっても魅力的な条件であり、格別の摩擦なしに売却できるものと考えている。
- (4) 本国債の発行代り金はブンデス銀行の特別勘定に凍結され、景気情勢がこれを許す時期がくれば凍結を解除し使用されることとなろう。
- (5) 本国債の手数料率は、発行額の半分は一般の国債と同様1.56%であるが、残りの半分については1.16%にとどめられることとなった。これは金融機関の安定政策への寄与を意味するものである。

◇フランス、為替管理を強化

1. フランス政府およびフランス銀行は、3月12日のECの共同フロート移行決定、19日の為替市場再開に伴い、一連の為替管理強化策を実施した。これにより一昨年のスミソニアン合意以降緩和されてきた同国の為替管理は再び強化されることとなった。本措置はベルギー、オランダ(別項参照)同様、昨年3月のEC閣僚理事会での投機資金抑制策に関する合意に基づくものであるが、二重為替市場制度下にもかかわらず3月2日大量のドル流入がみられたことも考慮に入れて採られたものである。

2. 措置の概要次のとおり。

- (1) 非居住者自由フランによる短期証券等の購入禁止^(注)(3月17日実施)

非居住者自由フラン勘定の借記による短期証券(大蔵省証券、銀行預金証書)の購入および定期預金への振替を禁止したもの。ただし非居住者の個人が有する自由フラン勘定残高のうち、給与、賃金、各種報酬、

社会保障給付金、年金等の収入に見合う部分については適用除外とされた。

(注) 本措置は一昨年12月3日に一連の為替管理強化策が打ち出された際に実施され、同年12月21日に廃止されていた。

(2) 非居住者預金増加額に対する準備率の導入(3月21日実施)

本年1月4日現在の残高をこえる増加分に対し100%の準備率を課すもので、残高に対する準備率は据え置かれている(要求預金12%、定期預金等その他短期債務6%)。なお、準備預金の対象債務のうち、所要準備額算定上の控除額(対象債務総額が、15百万フラン未満の金融機関についてはその半額、15百万フラン以上の金融機関については7.5百万フラン)については、従来どの負債項目から控除するかは金融機関の任意とされていたが、3月21日以降は、居住者項目を優先して控除する方式に改められた。

(3) 非居住者預金に対する付利禁止(3月19日実施)

要求払いおよび期間180日未満の預金に対する付利を禁止。本措置はフランス銀行が昨年10月国家信用理事会の決定により付与された付利禁止の権限を発動したもの。また、これを補完する措置として、フランス銀行は為替銀行に対し、非居住者との取引にかかる外貨先物買持ちポジションを、本年2月28日現在の買持ちを上回らないよう通告した。

なお、フランス銀行協会は傘下金融機関に対し、非居住者預金勘定の月中最高残高が、本年1月4日現在の残高を上回る部分に対し0.75%(月率)のネガティブ・インタレストを徵求することを勧奨した(4月2日以降実施)。ただし、本措置を採用するか否かは各金融機関の自主的判断にゆだねられている。

◇フランス、暫定物価措置を発表

フランス政府は3月30日、現行物価抑制策(年間価格計画、47年4月号および9月号「要録」参照)が3月末で期限切れとなるのに伴い、新抑制策^(注)が決定されるまでのあいだの暫定措置を次のとおり決定した。

- (1) 工業製品につき、年間価格計画の対象企業は、その製品価格を引き上げる場合には事前に当局に届け出ることを要し、届け出後1か月の間に当局が異議を唱えない場合に限り引き上げることができる。

- (2) 工業製品の再販売マージンおよびサービス料金については、暫定期間中は従来の価格、マージン率規制を継続する。

(注) メスメル内閣は3月28日總辞職しており、新物価政策は新内閣の成立待ちとなっている。

◇オーストリア、最低預金準備率を引下げ

1. オーストリア国民銀行は3月21日、最低預金準備率引下げ等以下の決定を行なった。

- (1) 最低預金準備率を4月1日以降1%引き下げる。
- (2) 4月2日以後、金融機関手持ちの公開市場証券(Offenmarktfähige Wertpapiere)10億シリングを戻し条件付き(遅くとも73年7月1日までに実施)で買い入れる。

2. 今次措置は、最近における対外観光収支の季節的赤字という要因も加わって金融がかなりひっ迫してきた情勢にかんがみ採られたもので、金融引締め緩和への方向転換ではなく、引締め基調のもとにおける微調整とみられる。なお、準備率引下げに伴う流動性解放額は約25億シリングと見込まれている。

新準備率は次表のとおり。

(1973年4月1日以降の新レート、カッ)
(コ内は旧レート、単位・%)

金融機関の規模	当座預金	短期定期・貯蓄預金	長期定期・貯蓄預金
準備対象債務、40百万シリング以上	11.0 (12.0)	9.0 (10.0)	8.0 (9.0)
準備対象債務、40百万シリング未満	7.0 (8.0)		6.5 (7.5)

(注) 短期は1年末満、長期は1年以上のものをいう。

◇スイス、最低預金制度を改正

スイス国民銀行は、昨年12月20日施行されたインフレ対策に関する連邦緊急決議に盛り込まれていた最低預金制度強化措置(従来の対象債務増額準備率に加え、新たに残高準備率を新設、1月号「要録」参照)を2月分(2月末の勘定残高に基づき3月26日から積み立てる分)から実施に移すこととし、各銀行に通知した。

改正の主要点は以下のとおりであるが、国内金融ひっ迫等を考慮し国内債務については残高準備率を課していないなど実施に際してはきめ細かい配慮がなされている。

- (1) 対外債務準備率は次のとおりとする。

	増加額準備率	残高準備率	
スイス・ フラン建	外貨建	スイス・ フラン建	外貨建
一覧性債務	56%	56%	3%
定期性債務	42	42	2
貯蓄預金等	7	7	—
信託	42	42	2
			1%

ただし、外貨建債務の増加額については外貨建債権の増加額による相殺を認め、ネット債務増額につい

てのみ準備率を課す。

なお、上記により所要準備額はかなり増加するものと見込まれるので、さしあたりこれにより所要準備が増加する銀行については、増加額の半分のみを積み立てれば足りることとする(残余については早くとも4月25日以後積立てを求める予定)。

- (2) 国内債務については、さしあたり従来どおり増加額に対してのみ準備率を課すこととし、準備率も従来どおりとする(47年8月号「要録」参照)。

◇オランダ、現金準備を引上げ

オランダ銀行は3月21日、商業銀行、農業信用銀行中央機関等に対し、3月22~28日の間における預金債務平均の6%を同行に積み立てさせることを決定した。これにより商業銀行からは16億ギルダー、その他金融機関分を合わせると総額約20億ギルダーの流動性が吸収されるものと見込まれている。

なお、同行では上記措置に加え、市中金融機関に対し、対外債務の増大にかんがみ4月2日から2週間にわたり総額360百万ギルダーを同行の特別勘定に預入させることも決定した。

◇オランダ、為替管理を強化

1. オランダ銀行は3月16日、為替銀行に対し通ちょうを発出、非居住者ギルダー預金に対しネガティブ・インタレストを徴求する旨発表した。これは、当面2月1~14日の非居住者ギルダー預金の平均残高をこえる部分に対し週率0.25%(年率約13%)のネガティブ・インタレストを課し、それを毎月オランダ銀行に払い込ませるものであるが、オランダ銀行は最高週率2%まで引き上げる権限を有している。

なお、オランダ銀行は昨年3月以来、為替銀行の非居住者ギルダー預金への付利を禁じている。

2. また同通ちょうでは、3月2日から実施している為替銀行に対するポジション規制を若干改定した。すなわち、為替銀行の外貨売持規制額は5百万ギルダーと変わっていないが、従来売持額が5百万ギルダーをこえた場合に、超過額相当の米ドルを旧変動幅の下限である1ドル=2.8545ギルダーの相場でオランダ銀行から購入させ、これを同行に預入させることとしていたのを、共同フロート移行に伴い、オランダ銀行による米ドル売買が行なわれないためまえとなつたため、廃止することとした。

◇ベルギー、過剰流動性吸収措置を再強化

ベルギー国民銀行は2月下旬、商業銀行、民間貯蓄金庫、主要政府系金融機関との間で国内流動性吸収に関する紳士協定を改定強化(凍結額の増額目標75億ベルギー・フラン、合計250億ベルギー・フラン)した(実施期間、3月1日～5月31日)。本措置は、2月19日にベルギー政府がインフレ対策として提案した中の一項目であり、これが金融機関の貸出抑制に資することが期待されている。

預入額の算定方式は、基本的には前回(47年11月号「要録」参照)と同じであるが、預入率については、3月1日から19日までが70%、3月20日から4月19日までが85%、4月20日から5月31日までが100%と変更をみた。

◇ベルギー、ネガティブ・インタレストを導入

ベルギー大蔵省は3月17日、短資流入防止の見地から非居住者預金に対しネガティブ・インタレストを適用することを決定した。本措置は3月19日以降、非居住者預金残高のうち、正常と目される一定期間の残高をこえる分に対し、週率0.25%のネガティブ・インタレストを適用するもので、ベルギー大蔵省では、オランダ銀行の決定(3月16日、別項参照)を勘案し、ベルギー銀行協会との合意に基づき行なったものとしている。なお、ベルギーでは一昨年5月に二重為替市場制度を強化した際に、非居住者預金に対する付利禁止措置を実施し、現在も継続している。また、ルクセンブルクでも、市中銀行が同様の措置を実施する意向と伝えられる。

◇スウェーデン、短資流入抑制措置を実施

1. スウェーデン国立銀行は3月20日、概略次のような短資流入抑制措置を発表、翌日から実施した。

(1) 市中銀行は、非居住者に対し新たにスウェーデン・クローナ勘定を開設することはできず、すでに自行に勘定を有する非居住者との間でのみ外貨買い、クローナ売りの直物取引を行なう。またその対価は前記クローナ勘定に必ず貸記されねばならない。

(2) 外国金融機関が市中銀行に保有するスウェーデン・クローナ勘定残高のうち、本年1月中の平残をこえる部分については、外貨への交換ないし当局から認められた対居住者支払いを通じて遅滞なく解消することを要する。もし3月26日を過ぎてもなお残高が上記上限をこえている場合には、スウェーデン国立銀行は3月20日にそとして毎日の超過分につきネガティブ・インタレスト(金利は未詳)を徵求することができる。

(3) スウェーデン国立銀行は、市中銀行から外貨を購入

した場合、その対価のクローナの10%を同行にある無利息の勘定に最高6か月間預入させるものとする。

2. スウェーデンは、貿易収支の好調に加え、最近短資流入が目だち、外貨準備が記録的な増加(2月中8億クローナ、月末残高90億クローナ)を示している。また、2月の通貨調整に際して対米ドル切上げ率が5.55%にとどめられたこともある。スウェーデン・クローナの相場はジリ高を続けている。上記措置はこうした状況にからんがみ実施されたものとみられる。

ア バ ジ ア 諸 国

◇アジア開銀、バングラデシュの正式加盟を発表

アジア開銀は3月14日、バングラデシュの加盟が発効した旨発表(加盟承認は72年11月11日、第1回出資払込み等所要の手続完了をもって発効)。同国の加盟によりアジア開銀の加盟国は38か国(エカフェ域内24か国、域外14か国)となった。

なお、同国の出資額は37.5百万ドル(増資割当て22.5百万ドルを含む。47年12月号「要録」参照)、うち払込資本12百万ドル、請求払資本25.5百万ドル。

◇香港、預金・貸出金利を引上げ

香港為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、71年10月の引下げ以来据え置かれてきた通知預金および定期預金の協定金利を、ほぼ1年ぶりに各0.75%引き上げることとし、3月1日から実施した。

今回の措置は、欧米諸国における最近の金利上昇傾向のほか、株式ブームや中国系銀行の元建て定期預金利引上げ(3月号「要録」参照)などから、このところ定期預金が伸び悩んでいる状況等に対処してとられたもの。

新預金金利体系は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

当座預金	無利息	(無利息)
普通預金	3.5	(3.5)
通知預金	4.25	(3.5)
定期預金(金利協定上カテゴリーNo.1の銀行)		
3か月	5.25	(4.5)
6か月	5.375	(4.625)
1年	5.625	(4.875)

(注) カテゴリーNo.2～5の銀行の定期預金利は、1カテゴリー上がるごとにNo.1銀行のそれぞれの金利に0.25%ずつ加えたものが適用される。

一方、これに伴って主要英系2行(香港上海、チャータード)では、貸出プライム・レートを3月1日から0.5%引き上げて7.5%とし、本邦為銀各支店もこれに追随した。

◇香港、1973年度予算案およびGDP見通しを発表

香港政府は2月28日、立法議会に1973年度(73年4月～74年3月)予算案を上程した。

本予算案は、歳入を47.2億香港ドル、前年度決算見込み比2.9%増と例年どおりに堅めに見込む一方、歳出は同14.0%増の44.1億香港ドルとかなりの増額をもくろんでいるが、収支じりは3.1億香港ドルの歳入超と、超均衡予算の性格を踏襲(前年度当初予算0.7億、同決算見込み7.2億各香港ドルの歳入超)。

歳入・歳出別に特徴をみるとおおむね次のとおり。

(1) 嶸入面では、民生安定のため、前年度に続き中・低所得者層を対象とした給与所得税の縮減(所得控除額引上げ、税率引下げ)のほか、電気・ガス事業における燃料消費税を廃止(減収見込み約1.4億香港ドル)。他方、最近における株価暴騰を抑制するため、取引(印紙)税を從来の2倍(取引額の0.4%)に引き上げた(約3億香港ドルの増収見込み)。

(2) 嶐出面では、地下鉄建設の決定により交通施設費(4.9億香港ドル)が前年度に比べ6割方増加したのが目だつ。また、昨秋発表の長期経済計画に基づき、住宅関係費(2.8億香港ドル、前年度比44.8%増)、社会福祉費(1.0億香港ドル、同52.2%増)が大幅に増額されたほか、教育関係費(8.2億香港ドル、同19.6%増)、医療衛生費(4.4億香港ドル、同17.9%増)もかなりの伸び。前年度に著増をみた水道建設費は4.5億香港ドルとほぼ前年度(4.4億香港ドル)並み。

なお、予算案の発表と同時に、政府統計局による香港のGDP推計値(名目)がはじめて公表され、72年のGDP(速報)は230億香港ドル弱、前年比約17%増となっている。また73年については、引き続き17%程度増加して約270億香港ドルに達する見通し。

香港の1973年度予算

(単位・百万香港ドル)

	歳入	歳出	収支じり
1972年度当初予算(A)	3,727	3,657	70
同 決 算 見 込 み(B)	4,588	3,866	722
1973年 度 予 算(C)	4,722	4,409	313
同 增 加 率($\frac{C}{A}$)	26.7%	20.6%	
〃 ($\frac{C}{B}$)	2.9%	14.0%	

◇シンガポール、1973年度予算案を発表

シンガポール政府は2月26日、1973年度予算案を議会に提出した。

シンガポールの1973年度予算

(単位・百万シンガポール・ドル)

	1973年度 予 算	1972年 度 補正後予算	増減(△)率
歳 入	1,875	1,619	15.8%
税 収	1,304	986	32.3
そ の 他	571	633	△ 9.8
常 歳 出	1,576	1,348	16.9
社会・経済行政費	636	498	27.7
國 防・治安費	562	563	△ 0.2
そ の 他	378	287	31.7
歳 出 入 じ り	299	271	—
開 発 予 算	1,177	751	56.7

同予算案の概要、次のとおり。

- (1) 経常歳出は、英軍撤退に伴う国防・治安費の増大が一段落したもの、社会・経済行政費が教育、保険関係費を中心大幅増額をみたため、総額15.8億シンガポール・ドルと前年度補正予算比16.9%の増加。
- (2) 経常歳入は、総額18.8億シンガポール・ドル(前年度補正予算比15.8%増)。高度成長持続に伴い所得税、間接税の大幅増収が見込まれるため、老齢者扶養控除、社会保険控除等7項目に及ぶ政策減税を実施。
- (3) 一方、開発予算は、低家賃住宅の建設、下水道の整備等を重点に前年度比56.7%の著伸。同資金源としては、経常予算黒字超過額からの繰入れ(2.8億シンガポール・ドル)のほか、主として政府証券発行等による国内借入れ(6.4億シンガポール・ドル)が予定されている。

◇南ベトナム、為替レートを変更

南ベトナムは3月7日、米国援助物資輸入に適用される特別為替レートを1米ドル当り30ピアストル方切り下げた(切下げ幅8.3%)。

新レート	旧レート
ピアストル 貿易・貿易外 475(据置き)	ピアストル 475
米国援助物資輸入 360	330

なお、同国は2月の米ドル切下げの際、これに追随し平値を10%方切り下げている。

◇インド、第5次5か年計画案を発表

インド政府は本年1月、第5次5か年計画(1974年4月～79年3月)案を発表した。同計画は、ガンジー政権の公約である「貧乏追放」と「経済自立の達成」の2大

インドの第5次5か年計画の部門別投資額と資金調達
(単位・億ルピー)

		第5次 計 画	構成比 (%)	第4次 計 画	構成比 (%)
投 資 内 訳	農業	850	18.8	347	15.6
	鉱工業	1,341	29.6	589	26.5
	電力	575	12.7	309	13.9
	住宅建設	447	9.9	178	8.0
	運輸通信	862	19.0	414	18.6
	その他	457	10.0	388	17.4
合 計		4,532	100.0	2,225	100.0
資 金 調 達	国内資金	4,412	97.4	1,974	88.7
	うち公共部門	1,512	33.4	974	43.8
	民間部門	2,831	62.5	1,000	44.9
	金融機関	69	1.5	—	—
	海外からの借入れ	120	2.6	251	11.3
	合 計	4,532	100.0	2,225	100.0

目標を掲げ、とくに所得、富の不平等是正、初等教育や医療の充足、調和のとれた地域開発の達成などを強調している。

同計画の概要、次のとおり。

(1) 計画目標

実質経済成長率 年率5.5%(第4次計画と同率)

農業生産伸び率 // 4.0% (// 5.0%)

鉱工業生産 // // 8.1% (// 8.0%)

百万トン

食糧穀物生産 1978/79年度 139.9 (年率+ 4.0%)

石炭 // // 141.2% (// +12.0%)

鉄鉱石 // // 66.5% (// + 9.6%)

砂糖 // // 5.9% (// + 7.0%)

千トン

綿花 // // 642% (// + 6.2%)

ジュート // // 1,636% (// + 4.7%)

(2) 総投資額は第4次5か年計画(2,225億ルピー)比倍増の4,532億ルピー、引き続き農業および社会福祉関連投資が増大。これに対する資金調達面では、国内資金の動員に努め、外国援助は経済自立達成の見地から極力低めに抑え、計画最終年には純流入額ゼロを目指している。

共産圏諸国

△ソ連・東欧諸国、対米ドル公定為替レートを切上げ

ソ連・東欧諸国は、米ドルの平価切下げ(2月13日実

施)に対応して対米ドル為替レートを下表のとおり変更した(ただし、ユーゴスラビアは米ドル追随)。さらにソ連は、他の西側諸国通貨に対しても為替レートの調整を行なった。

ソ連・東欧諸国的新対米ドル相場

(単位・1米ドル)

	公定レート		旅行者レート		実施日	
	新	旧	切上 げ率	新	旧	
ソ連(ルーブル)	0.7461	0.824	10.4%	—	—	2/14
東ドイツ(マルク)	1.842	2.047	11.1%	2.86	3.15	10.1/2/16
ポーランド(ズロティ)	3.32	3.68	10.8%	19.92	22.08	10.8/2/15
チエコ(クローナ)	5.97	6.63	11.0%	未詳	14.84	—/2/13
ハンガリー(フォリント)	9.732	10.825	11.2%	24.87	27.63	11.0/不詳
ルーマニア(レイ)	4.97	5.53	11.2%	14.38	16.00	11.2/%
ブルガリア(レフ)	0.97	1.08	11.3%	1.65	1.85	12.1/2/14
ユーゴスラビア(ディナール)	17.00	17.00	0%	—	—	—/%

(注) ユーゴスラビアを除き各國とも金平価は不变。なお、国により切上げ率に差異が生じたのは、①ソ連については72年1月以降米ドルの実勢に応じ毎月対米ドル・レートを微調整してきたためであり、②東欧諸国については、今次レート調整における端数処理のためである。

ソ連の新公定為替相場

(単位・ルーブル)

		新 レート	旧 レート	切上 げ率 (△は切下 げ率)
米国	1ドル当り	0.7461	0.824	10.4%
英國	1ポンド当り	1.87	1.96	4.8
フランス	100フラン当り	16.20	16.30	0.6
西ドイツ	100マルク当り	25.72	26.16	1.7
イタリア	1,000リラ当り	1.30	1.42	9.2
ベルギー	100フラン当り	1.85	1.89	2.1
オランダ	100ギルダー当り	25.55	25.71	0.6
デンマーク	100クローネ当り	11.88	12.00	1.0
カナダ	100ドル当り	75.35	82.51	9.5
スウェーデン	100クローナ当り	16.36	17.47	6.7
スイス	100フラン当り	23.66	22.54	△ 4.7
日本	1,000円当り	2.85	2.75	△ 3.5

(注) 3月1日実施。ただし、米ドルのみは2月14日実施。